

悪質な不用品回収業者にご注意ください！

収集運搬の許可を持たない不用品回収業者によるトラブルが増えています。許可を持っていない遺品整理・清掃業者には、不用品の回収を依頼してはいけません。

無許可の不用品回収業者を利用すると、次のようなトラブルに巻き込まれるおそれがあります。

- ・回収後に不法投棄されて事件に巻き込まれる。
- ・回収後に高額な料金を請求される。無許可の不用品回収業者には、次のような特徴があります。
- ・インターネットの「見積りサイト」で、清掃と併せて回収も宣伝している。
- ・チラシを配布したり、回収を宣伝したりしながら近所を巡回する。
- ・家電リサイクル券の控えを渡さない。「何でも」「無料で」「清掃ついでに」という誘い文句には十分注意してください。

☎廃棄物対策課 ☎529-5266

震災後に初めて大豆・枝豆を除くを作付けする方へ

震災後一度も作付けしていなほほ場に、令和7年から新たに大豆を作付けする場合、放射性物質の吸収を抑制する対策として、土壌中の交換性カリ含量を高める必要があります。該当するほほ場に作付けする場合は、3月28日(金)までにご連絡ください。散布実績がないなどの要件を満たす場合に限り、カリ質肥料を配布します。

☎農業振興課 ☎525-7720

有毒植物による食中毒に注意！

これからの季節は有毒植物の誤食が発生しやすくなります。命に関わる場合もありますので、確実に判別できない植物は、絶対に採らない・食べない・売ら

ない・人にあげないようにしましょう。また、観賞用植物の中にも食べる有毒なものがあります。野菜などの食用植物と一緒に栽培しないようにしましょう。

☎保健所衛生課 ☎597-6358

令和6年度住民税非課税世帯生活支援特別給付金(3万6千円・こども加算金2万円)

1世帯当たり3万6千円を支給(18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯は、1人当たり2万円を加算)

令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税である世帯の世帯主(世帯全員が課税者に扶養されている場合は対象外)

税

個人市・県民税の申告は3月17日(月)まで

市内から個人市・県民税申告の案内が届いた方などで、申告がお済みでない方は、3月17日までに忘れずに申告してください。なお、混雑を避けるため、郵送による申告をおすすめしています。申告書は、市民税課か各支所・出張所、または市HPから取得できます。



☎市民税課 ☎525-3792・3712

福祉

3月は自殺対策強化月間

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、一人ひとりが身近な問題として

3月のイベントカレンダー

毎月のイベント情報を市HP内「イベントカレンダー」に掲載しています。お出かけの際にご活用ください。



3月の各種相談 無料

相談内容	相談・予約・問
法律(弁護士) ※要予約 ※年度内1人1回。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け/毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般(生活課相談員) ※予約不要。	県司法書士会福島支部 ☎529-7331
登記(司法書士)	県公共福祉登記士地家屋調査士協会県北支所 ☎531-0986
土地家屋調査(土地家屋調査士)	相談/☎521-8331 問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政(行政相談委員、来所・電話・ファクスで)	県社会保険労務士会 ☎526-2270 ☎534-5432
年金・労働(社会保険労務士) ※要予約 ※Zoomでも対応可。	法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供(電話・メールフォームで)	法テラス福島 ☎0570-078370
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) ※要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料。	県政相談コーナー ☎521-4281
交通事故	消費生活センター ☎522-5999
消費生活(生活課消費生活相談員)	消費生活センター ☎522-7867
多重債務110番(生活課消費生活相談員)	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 ☎kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談(来所・電話・ファクス・メールで)	子ども家庭課 ☎525-3780
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員)	県労働委員会事務局 ☎521-7594
育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-800-4611(労働者フリーダイヤル)
労働困りごと相談窓口	福島労働局雇用環境・均等室 ☎536-4609
労働局総合労働相談コーナー(解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談)	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
職場のマタハラ、セクハラ、パワハラ、性差別、育児・介護休業など	定住交流課(市国際交流協会事務局) ☎525-3739 ☎533-5263 ☎teijiyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
人権なんでも相談	県国際交流協会 ☎524-1316 ☎521-8308 ☎ask@worldvillage.org
外国人の生活相談	県国際交流協会 ☎524-1316
外国人住民のための相談窓口(来所・電話・ファクス・メール・LINEで)	
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 ※要予約	

日時など詳しくは市HPをご覧ください▶



震災関連相談はこちら▶



令和7年度ふくしま市政見学会 参加団体募集

市の取り組みや施設の役割をご紹介します。希望のコースにお申し込みください。

- 【コース】
- ①ふくしまのおいしい水～通水100周年～
 - ②宇宙への扉をあげよう
 - ③ふくしま食の取り組み
 - ④ゼロカーボンシティふくしまを学ぶ
 - ⑤新たな交流・学びの場を見に行こう



▲福島市公設地方卸売市場を見学(令和6年度)

- ☎市民で構成する各種団体
定各コース1団体(1団体5～15人)
※申込団体多数の場合は抽選。
甲 3月3日(月)からオンライン申請か、市HP、広聴広報課、各支所・学習センターなどで申込書を取得し、必要事項を記入の上、持参、郵送、またはファクスで。
問 広聴広報課 ☎563-7488 ☎536-9828

日程や見学先、募集期間など詳しくは市HPをご覧ください。



相続登記が義務化されました

時 第1・3水曜日午前10時～正午、午後1～3時
問 司法書士に相続登記の相談ができます。

※事前予約は不要です。

☎相続登記が必要な方

①相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内

②遺産分割が成立し不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内

場 市民相談室
問 生活課 ☎535-2121
県司法書士会福島支部 ☎529-7331

障害者手帳の居住地などの変更

☎引越しや婚姻などで、住所や氏名が変更になった場合は「居住地等変更届」の提出が必要です。

☎障害者手帳(身体・精神)、療育手帳所持者

☎障害者手帳(身体・精神)、療育手帳

☎障害がい福祉課、各支所・出張所窓口で

☎障害がい福祉課 ☎525-3796

令和7年度分福祉タクシー券の交付

時 3月31日(月)から
☎タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー券を交付します。対次のいずれかに該当する方

☎考える必要があります。「気づく・つなぐ・見守る・傾聴する」、大切な人を孤立させないようにできることから始めてみましょう。悩んだときに相談できる窓口があります。

☎障がい福祉課 ☎525-3746



- ①身体障害者手帳の障がい名に下肢・体幹・移動機能障がいのある方
- ②身体障害者手帳の障がい名に視覚・心臓・呼吸器機能障がいのある方
- ③療育手帳A

☎身体障害者手帳、療育手帳所持者がい福祉課、各支所・出張所窓口で

☎障がい福祉課 ☎525-3796

